

島田市特定不妊治療費助成金交付事業

島田市では出生率の向上、定住人口の拡大を行う少子化対策として、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減し、医療保険適応外の特定治療に要する費用の一部を助成します。

また、県でも特定不妊治療の補助制度があります。詳細は、中部健康福祉センター（県藤枝総合庁舎内3階）福祉課へお問い合わせください。（電話 054-644-9276）

★助成の対象者（次の条件をすべて満たす方）

- 1 夫婦※で、申請時に夫または妻が継続して1年以上島田市に居住している。
（住民基本台帳に記載または登録されていること）
- 2 治療開始日において妻の年齢が43歳未満である。
- 3 指定医療機関において不妊症と診断され特定不妊治療を行っている。
（指定医療機関とは静岡県等が指定している医療機関です。）
- 4 交付の申請をした日から引き続き1年以上市内に居住する意思を有する。
- 5 夫婦※及び夫婦※と生計を一にする世帯の人が、市税、介護保険料、国民健康保険税、保育所の保育料、水道料、下水道使用料、市営住宅の家賃、子育て世代型住宅の家賃、市の汚水処理場の使用料、学校給食費保護者負担金を滞納していない。
- 6 令和3年1月1日以前に終了した治療について申請する場合は、夫婦の前年の合計所得が730万円未満であることが条件です。

※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む

★助成の対象となる治療

- 1 助成対象治療のうち、**医療保険適用外**の特定不妊治療
（顕微授精を含む体外受精、顕微授精に至った男性不妊に関わる手術（TESE, MESA）費用も対象となります。男性不妊治療だけの助成は行っていません。）
- 2 入院費、食事代、文書料、受診の際の交通費、滞在費等は含みません。
- 3 **島田市に居住してから開始した特定不妊治療が対象です。**
- 4 治療終了日から1年以内の治療が対象です。治療終了後、早めの申請をお勧めします。
- 5 他市町で申請していない分の治療費が対象となります。（夫婦別住所の場合）

★助成金の額等

- 1 助成対象治療費（医療保険適用外）から県助成費分（30万円又は10万円※）を控除した額に、10分の7を乗じた額を助成します。
ただし1回あたりの上限額は、30万円です。
（県からの助成を受けない場合でも、県助成費相当分は控除しますので、ご了承ください。）
※令和3年1月1日以前に終了した治療については、金額は異なります。
- 2 1子ごと10回までを助成します。
（過去に島田市から助成を受けたことがある場合は、申請可能回数に制限がありますので、ご確認ください。）

★助成金交付までの流れ

- 1【相談】 事業の説明を行い、必要書類をお渡しします。
- 2【交付申請】 1回の治療ごとに行ってください。
- 3【交付決定】 決定通知書を郵送します。
市税の滞納調査の関係で、決定が遅れる場合がありますのでご了承ください。
- 4【助成金の交付】 交付決定通知書に記載された額を指定の口座に振り込みます。

★提出書類（1～8は毎回提出してください。）

	1	特定不妊治療費助成金交付申請書(様式第1号)	
★	2	島田市特定不妊治療受診等証明書(様式第2号)	県へ申請する方は、県へ提出する書類のコピーで結構です。(必ず県の決定通知書が必要)
	3	承諾書	ご家族全員の署名、捺印をお願いします。学校名、保育園名の記入もお願いします。 念のため、印鑑(シャチハタ不可)をお持ちください。
★	4	申請者の戸籍謄本	できる限り申請日前3か月以内に取得したもの ただし、県へ申請する方は、県へ提出する書類のコピーで結構です。 ※外国籍の方は、公の機関が発行した婚姻関係を証明できる書類
	5	事実婚関係に関する申立書(様式第3号)	婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合
	6	領収書の原本	「申請済」印を押して返却します。 氏名が記載された領収書が発行されていることを確認してください 領収書の書面上、治療内容が明記されていない場合があります。その場合は助成対象の治療であることを確認するため、医療機関等へ細かな治療内容について職員が問い合わせをすることがありますので、御了承ください。
	7	診療明細書	医療機関から発行されている場合
◎	8	県助成金交付決定及び確定通知書の写し	県の助成金を受ける場合は、必ず提出してください。 ※県からの通知が来てから、市へ申請をしてください。
	9	振込先の通帳または通帳の表紙の写し	申請者名義のものをお願いします。
	10	その他	配偶者の住所が市外の場合は、住民票を添付してください。

※静岡県特定不妊治療費補助金の交付を受ける場合、市への申請は「◎ 8 県助成金交付決定及び確定通知書の写し」を提出することで、上記★印の2、4は、県に提出する書類の写しを添付書類とすることができます。

※令和3年1月1日以前に終了した治療について申請する場合は、夫婦の所得証明書を提出してください。